

**吹田市シティプロモーション冊子制作業務に  
関する公募型プロポーザル募集要項**

**令和8年（2026年）5月11日**

**吹田市 都市魅力部 シティプロモーション推進室**

## 1 業務等の概要

### (1) 業務名称

吹田市シティプロモーション冊子制作業務（以下「本業務」という。）

### (2) 実施目的

本業務は、「吹田市シティプロモーションビジョン（平成29年3月策定）」に基づき、本市の都市イメージを向上させ、市民の市への愛着や誇りを醸成させることを目的に、本市の様々な魅力を発信するシティプロモーション冊子を制作するもの。

### (3) 業務内容

本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

令和8年7月10日（予定）から令和9年3月31日まで

### (5) 実施場所

吹田市内及び本市と協議の上、決定した場所

### (6) 提案限度額

2,776,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記限度額を超える提案は失格とする。

### (7) 支払方法

業務委託料については、業務完了後、事業者の請求に基づき、吹田市は、請求日から30日以内に支払うものとする。

### (8) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行う。

### (9) 発注者及び担当室

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 担当室

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

住所：〒564-8550 吹田市泉町1-3-40（315番窓口）

電話：06-6318-6371

Mail：city-pro@city.suita.osaka.jp

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点で次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、本プロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という。）は、協定締結日までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その

参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 参加表明書の提出時点で、シティプロモーションや地域情報紹介に係る冊子を制作した実績があること。なお、当該冊子の制作に際し、企画、編集及びデザインの業務について従事したものを実績とみなすものとする。

### 3 スケジュール概要

項番	手続き内容等	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和 8 年 5 月 11 日（月）
2	募集要項等の配布	令和 8 年 5 月 11 日（月）から 令和 8 年 6 月 1 日（月）まで
3	参加表明書等の受付	令和 8 年 5 月 11 日（月）から 令和 8 年 6 月 1 日（月）まで【午後 5 時 30 分必着】
4	質問書の提出	令和 8 年 5 月 11 日（月）から 令和 8 年 5 月 22 日（金）まで【午後 5 時 30 分必着】
5	質問書への回答	令和 8 年 5 月 29 日（金）
6	参加資格審査結果通知	令和 8 年 6 月 8 日（月）
7	提案書等の受付	令和 8 年 6 月 8 日（月）から 令和 8 年 6 月 22 日（月）まで【午後 5 時 30 分必着】
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 6 月 29 日（月） 令和 8 年 6 月 30 日（火）【予備日】
9	選定結果通知	令和 8 年 7 月 3 日（金）【予定】
10	契約締結	令和 8 年 7 月 10 日（金）【予定】

#### 4 募集要項等の配布期間及び配布方法等

##### (1) 配布期間

令和8年5月11日(月)から令和8年6月1日(月)まで

##### (2) 配布方法

本市ホームページに掲載

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1042087/1044047.html>

(トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和8年(2026年度)プロポーザル実施案件)

##### (3) 配布資料

- ア 本業務に関する公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)
- イ 仕様書
- ウ 本業務公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)
- エ 本業務関係様式
- オ 参考資料

#### 5 応募及び参加の手続

##### (1) 参加表明・受付の方法

###### ア 提出期間

令和8年5月11日(月)から令和8年6月1日(月)17時30分まで

###### イ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 会社概要書(様式第2号)
- (ウ) 類似業務実績書(様式第3号)及び契約書のコピー等の履行実績を証する書類 ※募集要項「2参加資格(6)」に基づくもの。

###### ウ 提出部数

各1部

###### エ 提出場所

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室  
(吹田市役所低層棟3階 315番窓口)

###### オ 提出方法

持参又は郵送

###### (ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く9時00分から17時30分まで

###### (イ) 郵送の場合

令和8年6月1日(月)17時30分必着

※封筒の表面に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の送達過程の記録が残る方法で郵送すること。

## (2) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果は、令和8年6月8日(月)までに電子メールにより通知し、後日書面により通知する。なお、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

## (3) 質疑の受付及び回答

### ア 受付期間

令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)17時30分まで

### イ 質疑方法

質疑書(様式第4号)に質疑事項を記入の上、電子メールで提出すること。

提出先(メールアドレス): [city-pro@city.suita.osaka.jp](mailto:city-pro@city.suita.osaka.jp)

※件名は「(事業所名)吹田市シティプロモーション冊子制作業務に関する質疑」とすること。

※電子メールの返信をもって受付したものとする。

### ウ 質疑回答日及び方法

令和8年5月29日(金)17時30分までに、本市ホームページ上で公表する。

(「トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和8年度(2026年度)プロポーザル実施案件」から本プロポーザルのページを確認のこと。)

### エ その他注意事項

(ア) 公表する内容は、質疑とその回答のみとし、質疑者等の名称は公表しない。

(イ) 類似又は同趣旨の質疑に対しては、一括して回答する。

(ウ) 本市からの質疑に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とする。

(エ) 意見表明と解されるものや質疑内容が不明確なものに対しては回答しないことがある。

## (4) 参加表明後の辞退について

参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第5号)を作成し、事前に電話連絡をした上で、本市シティプロモーション推進室に令和8年6月26日(金)17時30分までに持参又は郵送(必着)で提出すること。

なお、辞退した者について、これを理由として、不利益な扱いを受けることはない。

## 6 提案方法及び提案の手続

### (1) 提案書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】（様式第6号）	1部	
(イ) 提出書類一覧（任意様式）		
(ウ) 提案書（任意様式）	7部	(ウ) から順に並べ、 左上1か所又は左側 2か所をホッチキス 止めすること。
(エ) 実施スケジュール（任意様式）		
(オ) 業務実施体制調書（様式第7号）		
(カ) 業務責任者実績書（様式第8号）		
(キ) 業務責任者実績書に記載の制作物 ※コピー可。		
(ク) 見積書及び明細書（任意様式）		
(ケ) 紙のサンプル ※冊子の規格（サイズ及び紙質）が確認できるもの。		

イ 提出期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月22日（月）17時30分まで

ウ 提出場所

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室  
（吹田市役所低層棟3階 315番窓口）

エ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く9時00分から17時30分まで

(イ) 郵送の場合

令和8年6月22日（月）17時30分必着

※封筒の表面に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の送達過程の記録が残る方法で郵送すること。

オ 提案書の作成要領

(ア) 仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載すること。

(イ) 審査基準に留意するとともに、下記事項は記載すること。

①企画コンセプト

②冊子の規格（サイズ、ページ数、紙質等）、冊子全体の構成案及び各ページの展開案

③表紙のデザイン及びタイトル案

④提案者の選定による代表的な項目のページ作成案（2ページ～4ページ、文章及び写真はサンプルも可）

⑤より魅力的なシティプロモーション冊子制作のための提案

- (ウ) 用紙の企画は A4 判、両面印刷で横書きとすること。
- (エ) 文字サイズは、11 ポイント以上とすること。
- (オ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (カ) 提出書類については、適宜ページ番号を振り、左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止めすること。
- (キ) 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めない。
- (ク) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。これらの記載がある場合、再提出を求める場合がある。
- (ケ) 提出書類の内容を補足する動画等のデータの提出も可とし、その場合は USB にて提出すること。
- (コ) 提出書類等の差し替えは認めない。また、USB を除く提出書類等の返却は行わない。

## (2) 提案のプレゼンテーション及びヒアリングの概要

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

### ア 実施日時（予定）

令和 8 年 6 月 29 日（月）午前 10 時から午後 5 時までの間

※各提案者の実施場所及び実施時間は、電子メールにて連絡する。

※提案者が 5 者以上の場合は、令和 8 年 6 月 29 日（月）と 30 日（火）（予定）に分けてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### イ 時間配分

各提案者 40 分間（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分）

※都合により変更する場合がある。

### ウ 実施方法

(ア) 上記時間配分の範囲内で、審査基準に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。また、プレゼンテーション実施後に、本業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員から質問を行うため、それに対する回答を行うこと。

(イ) 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行うこと。

(ウ) 出席可能人数は 3 名までとする。

(エ) 会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないこと。

### エ プレゼンテーション用資料

当日、各委員は、(1) アの提出書類を持参するため、プレゼンテーション用の資料配布は基本的に不要とする。なお、新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明すること。

### オ プレゼンテーション用機材

- (ア) プロジェクター機器は本市が用意する。
- (イ) 提出書類のデータを保存したパソコンを持参すること。なお、機器不良等不測の事態に対応するため、データをUSBにも保存し持参すること。

### (3) 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 募集要項「2参加資格」に掲げる参加資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に、(1)アに掲げる提出書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はそのような行為をなした者が提案したとき。
- オ 募集要項「1業務等の概要(6)提案限度額」に定める提案限度額を超えたとき。
- カ 2つ以上の提案書を提出したとき。
- キ プレゼンテーション及びヒアリングの審査に参加できないとき。
- ク その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

## 7 提案審査・業者選定の方法

### (1) 審査基準の内容

審査基準に記載の審査項目、審査の視点、配点のとおりとする。

### (2) 審査方法

選定委員会において、審査基準に基づき審査を行う。また、審査に当たっては、提案者の商号又は名称、及び代表者氏名等を匿名とする。

### (3) 最優秀提案者及び次点者の決定方法

選定委員会の各委員が審査基準に基づき採点した点数の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案業者及び次点者を決定する。

1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、最優秀提案事業者及び次点者とする提案者は、「評価点の合計」及び「提案内容に関する事項【提案書等】の評価点」が満点の5割以上を獲得している者であることとする。なお、「評価点の合計」及び「提案内容に関する事項【提案書等】の評価点」は全委員の採点結果の合計点とする。

#### (4) 審査の結果通知

選定結果については、審査を受けた全ての提案者に対し、令和8年7月3日(金)(予定)までに電子メールにより通知し、追って書面による通知も行う。

#### (5) 契約候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

#### (6) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、速やかに公表するものとする。

なお、結果公表は、本市シティプロモーション推進室、行政資料閲覧コーナー及び本市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

### 8 提案者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、「評価点の合計」及び「提案内容に関する事項【提案書等】の評価点」が満点の5割以上を獲得していない場合には、最優秀提案者なしとする。なお、「評価点の合計」及び「提案内容に関する事項【提案書等】の評価点」は全委員の採点結果の合計点とする。
- (2) 提案者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

### 9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格(選定対象からの除外)とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員会委員及び本市シティプロモーション推進室職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 10 契約について

- (1) 契約候補者と本業務の執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。

- (2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定しているが、詳細については本市と協議調整のうえ決定する。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 115 条の規定に該当する場合は免除する。

## 11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持すること。
- (2) 提案者は、契約候補者決定後において、募集要項等の内容について不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約候補者及び次点者の提出書類の著作権は、当該提案者に帰属する。ただし本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、当該提案者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 募集要項等に定めるもののほか、必要な事項については本市シティプロモーション推進室が定める。

## 12 問合せ先

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

住所：〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40（315 番窓口）

電話：06-6318-6371（直通）

Mail：[city-pro@city.suita.osaka.jp](mailto:city-pro@city.suita.osaka.jp)